

いじめ防止基本方針

I いじめ問題への本校の基本方針

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年）では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とある。一定の人間関係とは学校内の関係に限らず、例えば塾やスポーツクラブ等、当該児童等が関わっている仲間や集団など何らかの人間関係を持っている場合を含む。いじめの例として以下のような事象があげられる。

- 度重なるからかいや悪口を浴びせられること。その他当該生徒が「嫌だ」と感じる行為を繰り返し行うこと
- 集団で示し合わせて特定の生徒を無視することや、仲間はずれにすること
- 複数であるいは1対1で、継続的に身体的苦痛を与えること
- わざと（遊びの範疇だと考えていても）叩いたり蹴ったりすること
- 「プロレスごっこ」などと称して相手が嫌がっているにもかかわらず組み伏せたりすること
- 金品の受け渡しを強要する。あるいは盗んだり、隠したり、壊す・捨てるなどの嫌がらせ
- 大勢の前で恥ずかしめるようなことをする、またそうなるような行為を強要するなどの言動
- SNS や掲示板サイトでの誹謗中傷や、根も葉もないような噂を書き込んだり無断で画像を投稿したりして名誉を傷つけること

② 基本姿勢

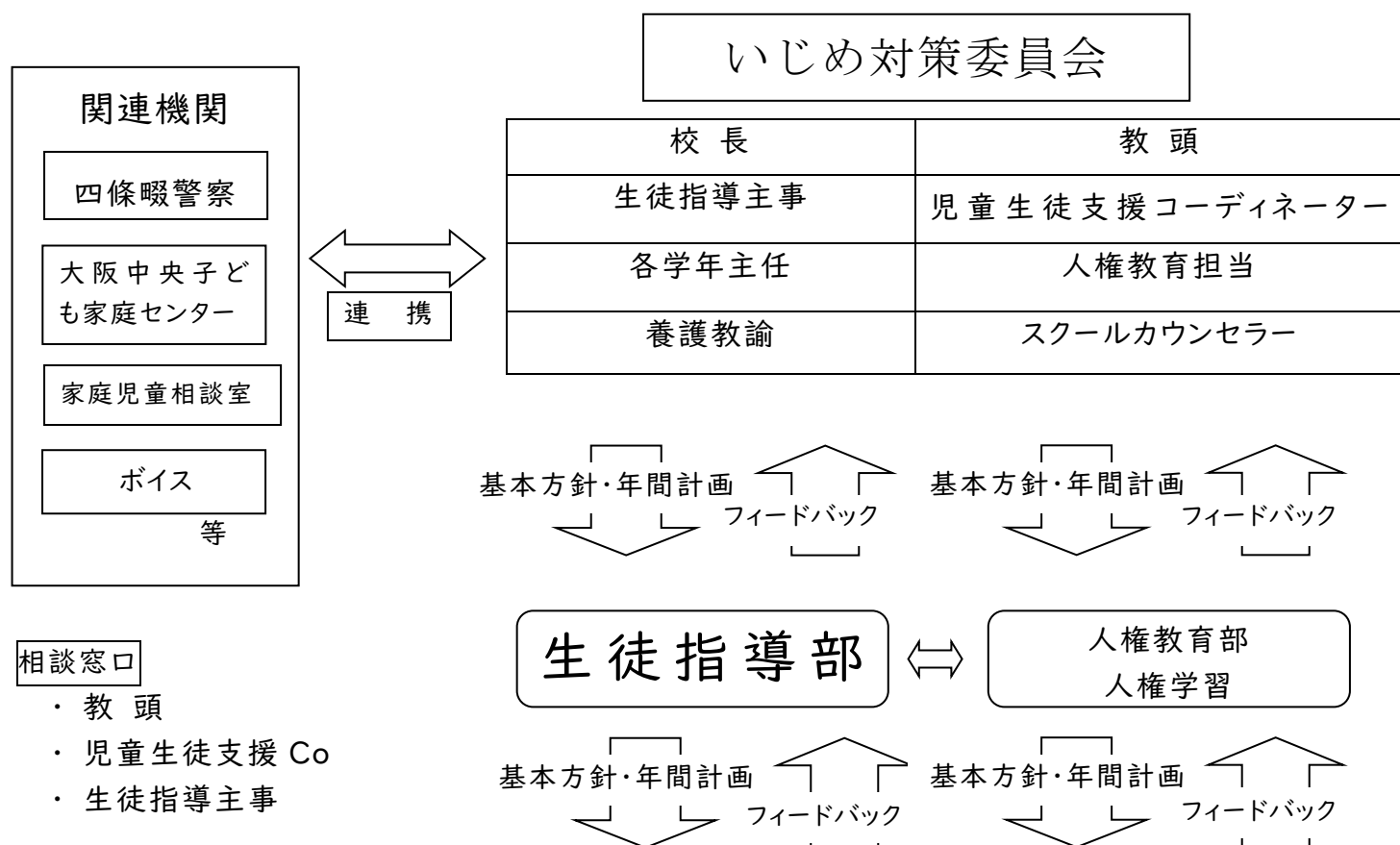
いじめはそれぞれの子どもの現在だけではなく、その将来にまで長く大きな負の影響を及ぼすものである。またその尊厳を傷つけるだけにとどまらず、かけがえのない命さえ奪ってしまう可能性のある重大な人権侵害事象である。また「いじめ」は特別な状況下で起こる非日常的なものではなく、普段の学校生活の中でどのような生徒にも起こりうる。その態様も日々変わっていくものであり、「加害・被害の構図が一定ではない」という認識が重要である。また、一人ひとりの教職員の「気づき」にはそれぞれに差が生じてくるので、全教職員が一丸となってこの問題に取り組んでいく必要がある。万が一、上記①であげたような事象が起こった場合にも、共通認識の下で同じ方向性を確認し向き合っていくことが大切である。

そして従来のいじめに対する取り組みは問題解決型であることが多かったが、いじめ事象ができる限り起こらないような未然防止の取り組みを強化することが何よりも重要である。

いじめとはもともと教職員を含め大人の見えない所でおこなわれることがほとんどである。昨今ではネット上での誹謗中傷や無断で画像を投稿するなど、大人の管理の届きにくい場でのトラブルが増えている。以上の事から考えても、本校が重視する「集団づくり」をさらにすすめ、望ましい子ども同士のつながりを深めることによっていじめの未然防止を図っていく必要がある。

2 いじめ防止のための体制

①組織図



②役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ未然防止のための取り組み
- ・いじめ対応
- ・いじめに関する校内研修の企画運営
- ・PDCAサイクルに則った進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の意識啓発

全 教 職 員

3 いじめの防止のための取り組み

1. 未然防止のための取り組み

いじめはどの生徒にも起こり得るものであることを前提に、なおかついじめが起きないようにすることを目的とした学校教育活動を行うことが求められる。そのために本校では以下のような取り組みを行っていく。

(1) 「わかる授業」づくり

班活動を中心とした、「生徒が主体的に学ぶ授業スタイル」を作り上げていくことで、自分が学ぶことはもとより「なかまと共に学ぶ」、「なかまのために学ぶ」という意識をはぐくむ。また、「わかった」という想いを持つことができれば、自己肯定感が得られ、周囲の人に対する姿勢もより柔軟さが出てくると考えられる。さらにその「わかった」という想いを自分達で主体的に学ぶことによって得ることにより、自己有用感にもつながっていくと考える。

(2) 集団づくり

日常の学校生活から互いを尊重し合える集団をつくることによっていじめの未然防止を図っていく。年間計画に掲載の項目の中で集団づくりと位置付けられるものは次の通りである。

① ワークショップ「心の境界線」の実施

いじめの加害・被害にならないために、同じ状況であっても人によって感じ方が違うことを知るワークショップ「心の境界線」を実施する。自分の境界線を知り「NO」と言えることの大切さと、周りのなかまにもそれぞれの境界線があることに気づかせる。特にこれを 1 年生の早い時期に行うことによって、その後の円滑な人間関係を構築していく一助とする。

② 生徒総会

生徒総会に向け、事前に各クラスでの振り返りや各専門委員会への要望を出し合い、前期・後期に一度ずつ行われる生徒総会で発表する。そしてその意見に対して各専門委員長が返答を行う。生徒総会を生徒会が主体になって行うことで、クラスへの所属意識はもちろん、自分たち一人ひとりが四条中学校をつくり上げているのだという事を意識づけることができる。

③ 「徳掃隊」・「スーパー徳掃隊」

「スーパー徳掃隊」では校内または校区内の清掃活動を行うことによって地域とのつながりを強く意識させ、自分達が地域に生きる一員であることを認識させることで「つながり」を大切に考え行動できるようになる。

(3) 情報モラル教育

各教科や外部講師を招き、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、情報社会での行動に責任を持ち、いじめやトラブルが起こらないようにする。

2. 早期発見のための取り組み

いじめは発見や対応が遅ればそれだけ深刻化し、場合によっては取り返しのつかない事態にも発展し得る。そのため未然防止と同様に、早期発見が重要である。全教職員は生徒と日々接する中で、生徒の少しの変化にも気を配っておく必要がある。また、少しでもいじめの可能性が疑われる場合には、早急にその状況を把握し、早期段階で解決することが求められる。いじめの早期発見、早期対応のために、本校では次のように取り組んでいく。

- (1) いじめに関するアンケートを年間3回行う。アンケート結果を受けて、さらに詳細を把握する必要があると考えられる記載内容があった場合には、より細やかな内容のアンケートを実施し、必要に応じて聞き取り調査も併せて行う。
- (2) いじめに関する悩みをどの教職員（スクールカウンセラー含む）にいつでも相談していいということを改めて伝え加えて相談機関が学校外にも存在することを周知し、保護者や教職員に相談しづらい場合にはどんな小さなことでも相談して良いということも合わせて伝える。
- (3) 教育相談を行い、学級担任がクラスの生徒の心情を聞きとる。
- (4) いじめの未然防止、早期発見、またいじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに生徒理解、生徒指導、学級経営、授業力等について個々の資質を向上させるために、教職員研修会を年間 1 回以上は開催する。
- (5) 学年会、及び職員会議ごとに生徒の情報を共有し、共通理解を形成する。

3. いじめ事案への対処の方法

- (1) いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、特定の教職員のみで判断するのではなく、いじめ対応担当教員を中心に、いじめ対策委員会で事実確認としかるべき指導を行うことが重要である。また事案の内容によっては、市教育委員会との連携の下、スクールロイヤー・臨床心理士・SSW(スクールソーシャルワーカー)等の外部協力人材を積極的に活用する。
- (2) 被害生徒及びその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を最優先事項として対応する。より広い視野からこの課題に取り組むべく、学級担任にのみ任せきりにしてしまうのではなく、生徒が安心して相談できる教員による対応も行う。安易に加害者からの謝罪をもって解消とせず、しばらくの間は見守りを続ける。また、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングも状況に応じて積極的に取り入れる。加えて当該生徒の保護者とも密に連携を図っていく。
- (3) 加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめ行為を直ちにやめるよう指導する。また、当事者やその状況を知る生徒からの聞き取りを進め、事実関係の確認がとれ次第、当該生徒の保護者とも協力し、自らの言動がいかに関与した重大な事であることを認識させるとともに、今後そのような行いをしないよう指導する。
- (4) いじめが起きた集団に関しては、被害生徒及びその保護者の心に十分気を配りながら、いじめは「他の誰かの問題」ではなく、「自分の問題」でもあるのだという認識を持たせ、再発することのないように指導をしていく。
- (5) 本校生徒によりウェブ上(LINE等コミュニケーションアプリや、Facebook等のSNSサイトを含む)に書き込まれた不適切な内容(誹謗中傷等)の記事に関しては、発信者が特定されるような状況であればその当事者に対して削除させ、また二度と同じことをしないよう指導をする。なお前述の措置が取れないような場合には、そのサイトを管理するプロバイダへ削除依頼を行うものとする。

4. 重大事案への対応

いじめにより生徒の心身または財産に重大な被害が出た場合、及び身体に危害は加えられずとも長期の欠席を強いられる状況になった場合には、早急に市教育委員会に報告を行うものとする。市教育委員会の指導・助言のもと、事実関係の調査を直ちに行い、その結果判明した事実についてはこれを被害生徒及びその保護者へ詳細を報告する。

またこのような事態が起きた場合には、その深刻度に応じて然るべき関係諸機関への連絡を速やかに行い状況の悪化を食い止め、早期の解決を図るものとする。

4 方針の見直し

いじめ対策委員会において、本方針に示される内容が本校の実情に鑑み適切であるか、また十分にその効果が表れているかどうかについて検討する。なお、同委員会において必要と判断された場合については、その規定によらず、いつでもこれを行うものとする。

5 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学校全体
1 学期	相談窓口周知 家庭訪問 校外学習 (集団づくり) 人権学習 (集団づくり・仲間づくり) 命の学習 国際理解学習 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 宿泊学習 人権学習(道徳) 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 修学旅行 学期末懇談	人権教育に関する研修 クラブガイダンス リーダー研修会 QU アンケート①の実施 学校あんしん生活 アンケート①の実施 熱中フォーラム(大阪府 下中学校の生徒会交流) スーパー徳掃隊(有志に よる地域の清掃活動)
夏季休業	研修会 (SC等の講演等)	研修会 (SC等の講演等)	研修会 (SC等の講演等)	大東市生徒会サミット 小中合同研 (集団づくり研修)
2 学期	平和学習 教育相談① 学期末懇談	命の学習 人権学習公開研 (就職差別に関する) 教育相談① 学期末懇談	教育相談① 学期末懇談 人権学習講演会	文化祭、体育祭の 取り組み 校内研修会 前期生徒総会 OU アンケート②の実施 学校あんしん生活 アンケート②の実施 スーパー徳掃隊
3 学期	障がい理解学習 学期末懇談	人権学習(他者との 違いを認め、偏見をなく す) 平和学習 球技大会 学期末懇談	人権学習(結婚・就職 差別に関する) 命の学習 学期末懇談	学校あんしん生活 アンケート③の実施 後期生徒総会 「3年生を送る会」 スーパー徳掃隊